

6 高私助第 12 号
令和 6 年 7 月 11 日

各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局私学部
私学助成課長
板 倉 寛

令和 6 年度私立学校情報機器整備費補助金（児童生徒 1 人 1 台端末の整備事業（義務教育段階））の計画調書（二次募集）の提出について（依頼）

日頃より、私立学校の教育活動の充実及び発展にご尽力いただきありがとうございます。
令和 6 年度私立学校情報機器整備費補助金（児童生徒 1 人 1 台端末の整備事業（義務教育段階））について、追加での事業募集を行います。

なお、令和 6 年 6 月 28 日付通知「私立高等学校等における ICT 環境の整備状況調査の結果について（通知）」のとおり、児童生徒 1 人 1 台端末の整備については、義務教育段階の約 7 割の私立学校において整備が完了し、約 2 割の学校が令和 8 年度までの完了に向けて整備を進めており、約 1 割の学校の整備時期が未定となっているところです。文部科学省といたしましても、補助率を 2/3 に拡充し、補助対象経費の限度額を設けないなど、支援制度の充実に取り組んでおりますので、私立学校におかれては、本事業の活用を積極的にご検討いただき、端末の更新を含め、1 人 1 台端末の整備を推進いただきますようお願いいたします。

以上を踏まえ、各学校法人に周知いただくとともに、事業の申請にあたっては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）等の法令等及び下記事項を遵守の上、計画調書（様式 1～3）を取りまとめの上、提出願います。

また、事業計画一覧（別紙 1）については都道府県で作成の上、提出願います。

記

1. 補助対象事業は、交付要綱（令和 2 年 3 月 3 日文部科学大臣決定）に定める事業であること。
2. 新設の学校については、完成年度（卒業生を出す年度）の翌年度から補助対象となること。
3. 補助事業の施工業者選定に当たっては、適正性及び透明性が求められていることから、交付要綱第 7 条及び「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」（別添）に従うこととし、原則として、入札又は 3 社以上の業者による見積り合わせ等によること。
4. 補助年度の前年度に契約が締結されている事業等、交付決定前に着手しているものは補助対象外とする。

【提出期限】

- 「事業計画一覧」（別紙1）（都道府県において作成）
令和6年9月6日（金）17時

- 様式1～3及び必要書類（学校法人において作成）
令和6年9月6日（金）17時

※上記提出期限によらず、整ったものから順次発送いただけますと幸いです。

【提出先・提出方法・提出形式】

- 提出先

<https://mext.ent.box.com/f/4fb0d66293ef41cc85b8040242ff8956>

上記 URL 先，提出フォームよりご提出ください。ただし，セキュリティ上，困難な場合はメールにてご提出ください。

なお，ご提出いただく際は，以下点にご留意ください。

- ・可能な限り，都道府県単位でまとめてご提出ください。
- ・Zip ファイル化，パスワードの設定は不要です。

- 提出形式

- ・「03-1 各種様式（別紙1）.xlsx」，「03-2 各種様式（様式1-1～3）.xlsx」については，エクセル形式でご提出ください。（PDF をご提出いただくことを妨げるものではございませんが，その際は，Excel 版も併せてご提出ください。
- ・その他書類については，PDF 等の閲覧可能な形式でご提出ください。

- ファイル名は以下のとおりご設定をお願いいたします。

- ・03-1 各種様式（別紙1）.xlsx
「00_都道府県名 事業計画一覧（二次募集）.xlsx」
- ・03-2 各種様式（様式1-1～3）.xlsx
「法人番号_学校名 計画調書（二次募集）.xlsx」
- ・その他資料（見積書等）
「法人番号_学校名 書類名.pdf」 例）000000000000_〇〇学校 見積書.pdf」

注1 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については，補助目的の完全な達成を図る見地から，平成14年3月25日文科科学省告示第53号により，財産の処分制限期間を別に定めており，この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，又は担保に供する処分）を行いたい場合は事前に文部科学大臣の承認が必要となること。

また，事業計画を検討するに当たっては，設備が目的外使用及び未利用の状態になることのないよう留意すること。

（参照）補助財産の処分及び適切な取扱い等に係る通知

令和3年9月22日付け3文科高第593号文部科学省高等教育局長通知

注2 補助事業については，国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり，その適正かつ効率的な使用はもちろんのこと，使用手続きの透明性を確保することが求められていることから，文部科学省に提出された計画調書その他の文書については，国民からの開示請求があった場合には，行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に掲げる情報に該当し，かつ計画調書中で特に非公開希望について言及された部分を除き，公開することとなること。

注3 機器の調達に当たっては、サプライチェーン・リスクに対応する等、サイバーセキュリティ上の影響に配慮すること。

<参考>適用法令等

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ③ 私立学校情報機器整備費補助金交付要綱（令和2年3月3日文部科学大臣決定）
- ④ 私立学校情報機器整備費補助金に係る計画調書について（別紙1）

<担当>

文部科学省 高等教育局 私学部
私学助成課 助成第四係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL：03-5253-4111（内線2547）
Mail：josei4@mext.go.jp

私立学校情報機器整備費補助金に係る計画調書について

1. 補助対象学校種

学校法人が設置する小学校，中学校，義務教育学校，中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部・中学部）（以下「私立学校」という。）

ただし，小中一貫校等，小学校，中学校で施設・設備を共有するものについては，小学校・中学校を1校として申請するものとする。（施設・設備を共有せず，学校ごとに明確に使用を限定している場合を除く。）

2. 申請の単位

申請は，設置校ごとに行うものとする。

3. 補助対象経費

学校が整備する以下の経費

- ・学習者用コンピュータ（端末（タブレット端末を含む）・キーボード・タッチペン等）
※端末を更新する場合も対象とする。
- ・機器の設置，据え付け，調整等に必要な経費

4. 補助対象外となるもの

- ① 完成年度を超えていない私立学校
- ② 他の国庫補助を受けている事業（予定を含む。）
- ③ 補助年度の前年度に契約が締結されている事業等，事前に着手しているもの
- ④ 端末等のレンタル・リースに係る経費
- ⑤ 端末等の保守・保証について，複数年（または複数年度）に及ぶ契約をしているものについて，補助対象年度に係る経費を除いた分（例：補助年度の10月1日から1年契約の場合，翌年度の4月1日以降に係る経費）
- ⑥ 端末更新の場合，更新する端末の購入時から4年以内のもの。但し，故障等によるやむを得ない事情により更新が必要な場合は除く。（更新が必要な理由については，様式3に記載すること）
- ⑦ 当該事業により整備する1人1台端末で使用するソフトウェア
- ⑧ マウス，保護カバー，ケース，什器類，管理端末，バックアップ等の管理ソフトウェア
- ⑨ 授業環境の整備を目的とする経費

5. 補助率等について

- ・補助対象経費の2/3以内
（補助申請額が予算額を上回った場合，予算の範囲内で交付することとする。）
- ・1台当たりの補助対象経費の上限額を55,000円とする。
- ・補助対象経費の上限・下限はありません。

6. 提出書類

- ① 「令和6年度私立学校情報機器整備費補助金事業計画一覧（二次募集）」（別紙1）
- ② 「令和6年度私立学校情報機器整備費補助金計画調書（二次募集）」（様式1）
- ③ 「採択理由書」（様式2）
- ④ 「申請に当たっての確認事項」（様式3）
- ⑤ 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し（3社分）

7. 「令和6年度私立学校情報機器整備費補助金事業計画一覧（二次募集）」（別紙1）

各都道府県にて作成すること。作成に当たっては，別紙1に記載している注意事項を参

考とすること。

8. 「令和6年度私立学校情報機器整備費補助金計画調書（二次募集）」（様式1）
作成に当たっては、様式1に記載している注意事項及び記載例を参考とすること。
9. 「採択理由書」（様式2）
 - ① 複数の業者と契約を結ぶ場合は、業者ごとに別葉で作成すること。
 - ② 「管理責任者 所属・職・氏名」欄には、当該設備を直接管理する責任者を記入すること。
 - ③ 補助金の効果的配分を推進する観点から、不採択分の見積りを含め3社以上見積りによる価格の妥当性、見積りにおける値引き額の妥当性等を十分勘案し、補助対象事業経費が適正かどうかを判断するので、計画の策定に当たっては特に留意すること。
 - ④ 3社以上の内容等を比較した結果等を具体的に明示すること。
(但し、採択業者の見積金額が最低価格の場合は、比較した結果等の記載は不要)
 - ⑤ 設備を独占的に扱っている場合は、独占販売等を証明する文書を添付すること。
10. 「申請に当たっての確認事項」（様式3）
各項目の該当の有無を記載すること。なお、確認事項⑥に該当しない場合、理由を記載すること。
11. 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し
私立学校情報機器整備費補助金交付要綱第7条において、補助事業の遂行については、公正かつ最少の費用で最大の効果を上げ得るように経費の効率的使用に努めることを求めている観点から、見積書の提出に関しては以下のように行うこととし、事業経費が適正かどうかについては特に留意すること。
 - ① 原則として国又は地方公共団体の契約方法にならい（別添参照）、入札又は3社以上の業者による見積り合わせ等によることとし、入札の内容が分かる書類又は採択した業者の見積書（表紙の右上に「採択」と記載すること。）を添付すること（原本証明は不要）。
 - ② 補助事業が補助対象と対象外に分かれる場合は、採択業者の見積書の写し等にマーカ一等を用いてわかりやすく明示すること。
 - ③ 見積書の作成は、設備の数量だけでなく性能等も指定した仕様書を示した上で依頼すること。